

(別紙1)

中小企業者の定義について

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条に定める定義)

(1)～(4)

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

業種	従業員規模・資本金規模
製造・建設業等	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
サービス業	100人以下又は5千万円以下
小売業	50人以下又は5千万円以下

(5)資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令182号)第1条に規定)

業種	従業員規模・資本金規模
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下又は3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅館業	200人以下又は5千万円以下

(6) 企業組合(※)

(7) 協業組合(※)

(8) 事業共同組合、事業工業小組合、商工組合、共同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの(※)

※(6)～(8)に該当する可能性がある団体については、財団の担当者にご確認ください。